

自転車通行空間及び土地区画整理事業に関する要望書

当委員会では、「都市整備の現状と今後の課題について」を年間活動テーマとし、市内の現状を把握するため、今年度末に完成予定の戸田駅西口駅前広場をはじめとする土地区画整理事業及び笹目地区内の自転車通行空間について市内視察を実施した。

自転車通行空間については、歩行者や自転車の安全な通行を目的に、平成24年度に「戸田市歩行者自転車道路網整備計画」を策定され、平成25年度から自転車通行空間の整備を順次進め、令和3年8月現在では、市内約10kmが整備済みとなっている。市内における整備手法については、自動車通行空間に矢羽根やピクトグラムを設置し、自動車の通行も認められる「車道混在」と、路面を青く塗り自動車の通行部分と分けられ、自動車の通行は禁止されている「自転車専用通行帯」が整備されている。

土地区画整理事業については、新曽第一地区は平成7年度から、新曽第二地区は平成15年度からそれぞれ実施しており、令和2年度末現在で第一地区は80.5%、第二地区は27.3%となっており、事業終了に向けて整備が進められている。

それぞれの現地視察を行い、検証した結果、市民にとって安全で快適なまちづくりには、改善すべき点もあると考える。

については、自転車通行空間及び土地区画整理事業について、今後の整備を進めるに当たり、下記の項目のとおり要望する。

記

【自転車通行空間】

- 1 車道混在型（矢羽根等路面標示）となっている自転車通行空間は幅員が狭く、危険な箇所が多いので、現地を確認した上、自転車と自動車との接触事故が発生しないよう、交通安全対策に努めること。
- 2 自転車通行空間の整備は進んでいるが、逆走など交通ルールを守れていない自転車がまだ多いので、警察と連携して交通ルールやマナーの啓発に努めること。
- 3 市内広域に自転車通行空間の整備が進んだ際には、市民が安全で快適に自転車を楽しめるよう「自転車通行空間マップ」を作成するなど、広く周知に努めること。

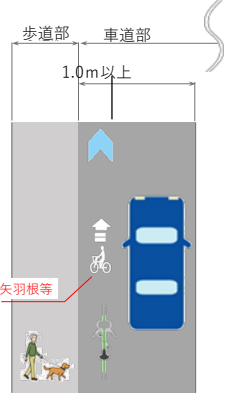

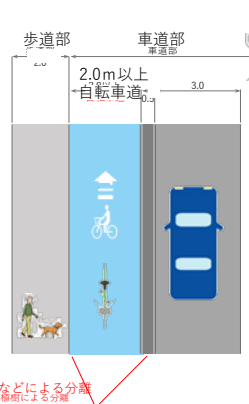
【土地区画整理事業】

- 1 新曽第一土地区画整理事業については、当初平成15年度完成予定であり、進捗が大幅に遅れているので、予算や人員を確保し、第一地区・第二地区ともにできるだけ早期の事業完了を目指すこと。
- 2 現状や進捗状況が分かるようホームページや広報紙等により定期的な周知に努めること。
- 3 同様の箇所を複数回工事することがないように、部局間の連携を図り、計画的に整備を進めるよう努めること。

自転車通行空間

自転車通行空間整備

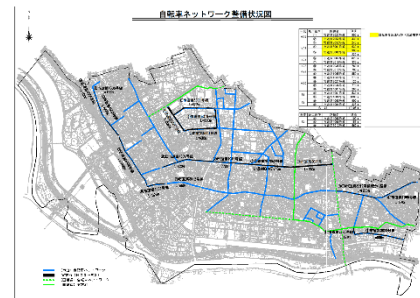
○自転車通行空間の整備手法

1) 車道混在	2) 自転車専用通行帯	3) 自転車道
		
<p>自転車と自動車を混在する道路（車道混在） 矢羽根やピクトグラムを設置</p> <p>※交通規制なし</p>	<p>普通自転車が通行しなければならない車両通行帯 路面をカラー舗装</p> <p>※交通規制あり</p>	<p>専ら自転車の通行の用に供する道路 路面のカラー舗装に加え、縁石や柵などにより区画して設ける。</p> <p>※交通規制あり</p>
<p>必要となる最低幅員1.0m</p>	<p>必要となる最低幅員 1.5m</p>	<p>必要となる最低幅員 2.0m</p>
<p>近年は車道混在による整備 美笹西通り・北大通り等</p>	<p>市役所南通り（戸田駅周辺） 市道第5001号線（笹目北町）等</p>	<p>市内での実績なし</p>

整備手法については、道路の状況を確認し、埼玉県警との協議により決定される。

市内の整備状況

本市では平成25年度から自転車通行空間の整備を進め、令和3年8月現在で市内の約10kmが整備されている。



画像：戸田市第2次歩行者自転車道路網整備計画から抜粋

車道混在の場合、車もレーン上を通行するため、自転車が通行するには怖い印象がある。またこのような狭いところでは自転車が歩道を通行するケースもみられる。自動車のドライバーに自転車も通るという意識付けができるような対策が望まれる。

自転車通行空間の整備は進んできているが、自転車の逆走やながら運転など交通ルールを守れていない自転車はまだ多い。さらなる交通ルールやマナーの啓発が求められる。



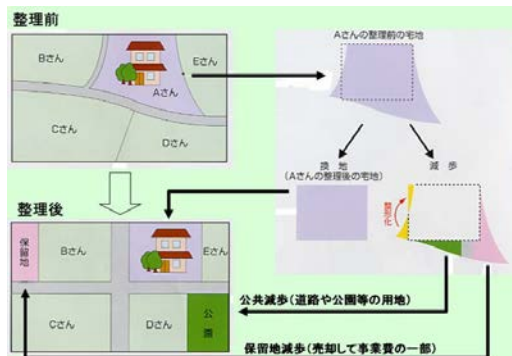
土地区画整理事業

土地区画整理事業とは

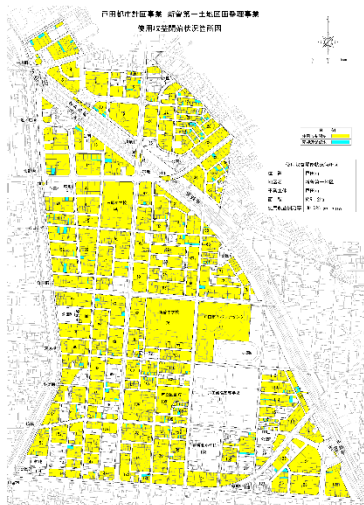
土地区画整理とは、地権者から法律に従って土地を提供していただき、この土地を道路や公園の用地にしたり、売却することで事業資金に充てることにより、公共施設を整備し都市基盤の整備を図り宅地利用の増進を図る事業である。

【一例】

不整形なAさんの土地を整形にし、提供いただいた土地を道路や公園用地などにし、土地の宅地利用の増進、道路などの都市基盤整備を行う。



市内の進捗状況



現在、市では、新曽第一地区・第二地区の2カ所で土地区画整理事業を行っている。第一地区では施行面積91.2ha、第二地区では40.5haで、両地区とも平均減歩(※)率で19.5%となっている。

現在の進捗状況について、使用収益の開始(※)率は、令和2年度末現在で、第一地区では80.5%、第二地区では27.3%となっている。

(資料の黄色の箇所は使用収益の開始箇所)

※減歩・・・提供していただく土地のこと
※使用収益の開始・・・土地区画整理後の土地利用を開始すること

戸田駅西口駅前交通広場

用地確保、電線地中化の工事が終わり、令和3年度末の完成に向けて駅前交通広場の整備が進められている。様々な交通手段を安全・円滑・快適に利用できる歩行者用通路の確保や交通口ターナーが整備される。



令和3年8月撮影



令和4年1月撮影

令和4年1月 戸田市議会 文教・建設常任委員会

委員長	石川 清明
副委員長	佐藤 太信
	スーパークレイジー君
	宮内 そうこ
	山崎 雅俊
	本田 哲
	細田 昌孝